

受入移送同意書

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかったことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

記

- (1) 日本国に移送された後の刑は、拘禁刑となること。
- (2) (1)の刑の刑期は、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が30年を超える有期の場合には30年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。
- (3) （裁判国の名称）において既に刑の執行として拘禁したとされる日数については、(1)の刑の刑期から控除されること。
- (4) 日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。
- (5) （裁判国の名称）で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、（裁判国の名称）の法令に基づく手続により、かつ、（裁判国の名称）に対してのみこれを行うことができること。
- (6) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪については、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行は全て免除されること。
- (7) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。
- (8) （裁判国の名称）から日本国までの交通費は、原則として自己負担となること。

年 月 日

受入受刑者署名押印 印

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年 月 日

官職 署名押印 印

(注)法第17条第2項の規定の適用を受ける受入受刑者については、記(2)中「30年」とあるのは「20年」と書き替えること。